

南山大学教育職員に対する懲戒手続に関する規程

(総 則)

第1条 南山大学就業規則第124条の2に基づき、「南山大学教育職員に対する懲戒手続に関する規程」(以下「規程」という。)を制定する。

② 南山大学職員規則第3条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)に対して懲戒を行う場合の手続は、この規程の定めるところによる。

第2条 懲戒は、関係者の人権に配慮し、公正かつ迅速に行わなければならない。

② 懲戒にあたっては、懲戒対象者に対して懲戒対象事実を告知したうえで、聴聞を行う。その際、懲戒対象者に、十分な弁明および反論の機会を保障しなければならない。

(懲 戒)

第3条 懲戒は、南山大学評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、理事会に付議する。

② 懲戒事由にあたる事案が発生した場合、評議会のもとに、懲戒に関する委員会(以下「懲戒委員会」という。)を設置する。

③ 評議会は、調査等の必要があると認められる場合には、懲戒委員会とは別に、調査等の委員会を設置して報告を求めることができる。

(懲戒委員会)

第4条 懲戒委員会は、懲戒原案を作成し、学長に報告する。

② 懲戒委員会の委員は、次の各号に基づき、評議会の議を経て、学長が委嘱する。必要がある場合には、理事長に対し、委員の派遣を求めることができる。

1 学部長または学部選出評議員のうちから各学部1名

2 副学長のうちから1名

3 調査等の委員会を設置された場合には、その委員長

4 学長が推薦する教育職員若干名

③ 委員長は、委員の互選により選出する。

④ 懲戒委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

⑤ 懲戒委員会は、懲戒対象者に委員会への出席を求め、聴聞を行わなければならない。また、必要に応じて、懲戒委員会委員以外の者に委員会への出席を求め、証言または意見を求めることができる。

⑥ 懲戒原案は、出席委員の全員一致を原則とする。意見の一致を見ない場合には、全委員の3分の2以上の賛成をもって原案を決定したうえで、少数意見を併記して学長に報告する。

(不服申立)

第5条 懲戒相当とされた教育職員で、不服がある者は、評議会に対して異議を申し立てること

第3部 教育職員に対する懲戒手続に関する規程

ができる。

② 異議申立に対する大学評議会決定に不服のある者は、南山学園人事委員会に対して不服申立をすることができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。